

○私立学校法施行細則

令和2年2月21日規則第1号

改正 令和3年3月26日規則第17号

私立学校法施行細則をここに公布する。

私立学校法施行細則

私立学校法施行細則（平成20年沖縄県規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）の実施のため、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（寄附行為の認可の申請）

第2条 法第30条第1項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人の設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立学校等」という。）を設置しようとする日の前日の1年前までに、学校法人寄附行為認可申請書（第1号様式）を提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合には、沖縄県私立学校審議会に諮問し、答申を受けた上で、私立学校等を開設しようとする日の前日までに認可の可否を決定し、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

（寄附行為の補充の請求）

第3条 法第32条第1項の規定による寄附行為の補充の請求は、学校法人寄附行為補充請求書（第2号様式）を提出して行わなければならない。

（監査の報告）

第4条 法第37条第3項第5号の規定による所轄庁への報告は、監査報告書（第3号様式）を提出して行わなければならない。

（仮理事の選任）

第5条 法第40条の4の規定による仮理事の選任の請求は、仮理事選任請求書（第4号様式）を提出して行わなければならない。

（寄附行為変更の認可の申請）

第6条 法第45条第1項の規定による寄附行為の変更の認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書（第5号様式）を提出して行わなければならない。

2 法第45条第2項の規定による寄附行為の変更の届出は、学校法人寄附行為変更届（第6号様式）を提出して行わなければならない。

3 省令第4条第6項に規定する所轄庁が定める日は、新たに私立学校等を設置し、又は設置している私立学校等に新たに課程、学科若しくは部を設置しようとする日の前日の3月前の日とする。

4 省令第4条第10項に規定する所轄庁が定める日は、私立学校又は課程、学科若しくは部を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程、学科若しくは部を設置しようとする日の前日の3月前の日とする。

（解散の認可等の申請）

第7条 法第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可又は認定の申請は、学校法人解散認可（認定）申請書（第7号様式）を提出して行わなければならない。

（解散の届出）

第8条 法第50条第4項の規定による学校法人の解散の届出は、学校法人解散届（第8号様式）を提出して行わなければならない。

（清算人の選任の申立て）

第9条 法第50条の4第2項の規定による清算人の選任の申立ては、清算人選任申立書（第9号様式）を提出して行わなければならない。

（清算人の届出）

第10条 法第50条の7の規定による清算人の届出は、清算人就職届（第10号様式）を提出して行わなければならない。

（清算終了の届出）

第11条 法第50条の14の規定による清算終了の届出は、清算終了届（第11号様式）を提出して行わなければならない。

（合併の認可の申請）

第12条 法第52条第2項の規定による学校法人の合併の認可の申請は、学校法人合併認可申請書（第12号様式）を提出して行わなければならない。

（準学校法人への準用）

第13条 第2条から前条までの規定は、法第64条第5項において準用する法第3章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

(組織変更の認可の申請)

第14条 法第64条第6項の規定による学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となることの認可の申請は、学校法人組織変更認可申請書（第13号様式）を提出して行わなければならない。

2 省令第9条第6項に規定する所轄庁が定める日は、学校法人が準学校法人になろうとし、又は準学校法人が学校法人になろうとする日の前日の3月前の日とする。

(登記の届出)

第15条 政令第2条第1項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときの届出は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを提出して行わなければならない。

(1) 組合等登記令第2条第1項の規定による設立の登記 設立登記済届（第14号様式）

(2) 組合等登記令第3条第1項の規定による変更の登記 変更登記済届（第15号様式）

(役員変更の届出)

第16条 政令第2条第2項の規定による理事若しくは監事が就任し、若しくは退任したとき、又は同項の規定による法第37条第2項の規定により理事（理事長を除く。以下この条において同じ。）が理事長の職務を代理し、若しくは理事長の職務を行うこととなったとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときの届出は、役員変更届（第16号様式）を提出して行わなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。